

SCOPE

未来への羅針盤「スコープ」

2

No.284 | Feb. 2025

相続のあれこれ

軽度認知障害と
相続税調査

住宅ローン
控除

特集

適正な申告を!

確定 申告

損益
通算

相続税

定額
減税

暗号
資産

ふるさと
納税

〈社長の履歴書〉株式会社高創テクノロジー 鈴木剛氏
〈もっと身近にパブリック〉公会計のデータ活用につきまして
〈オフィスレポート〉延岡事務所



コーポレート
サイトで
PDFファイルが
閲覧できます

特集

適正な申告を!

確定申告

2/17
3/17

確定申告期間

令和6年分の確定申告期間は
令和7年2月17日(月)から3月17日(月)までです。
所得税の計算を正しく行うだけでなく、
さまざまな「控除」等を確実に活用しましょう。
確定申告の手引きと、申告時に見落としがちなポイントや
多く寄せられるご質問への回答をまとめました。
ぜひご覧ください。

不明点がある場合は
税務署や税理士に
相談しましょう。
申告漏れを防ぐために、
事前にしっかり準備を行う
ことが大切です!

ふるさと納税
について
アドバイスしています!

副委員長
法人ソリューショングループ
チーフコンサルタント
八田 佳桜里

お気軽に
ご相談ください!

委員長
社会福祉法人部
チーフコンサルタント
吉藤 聖也

控除の
適用漏れが
ないように!

副委員長
法人ソリューショングループ
チーフコンサルタント
川村 和輝

株式や
投資信託についても
お聞きください!

副委員長
法人ソリューショングループ
コンサルタント
瀧井 奨馬

私たち、
確定申告
プロジェクト
チームです!

所得税確定申告の手引き

所得税の確定申告は、1年間の所得と控除を申告し、納付すべき税額を確定させる手続きです。確定申告を行うにあたり、必要な書類等を事前に確認しておきましょう。

確定申告が必要な方

- 年収2,000万円を超える給与所得者
- 給与以外の所得が20万円を超える方
- 複数の勤務先から給与を受け取っている方
- 個人事業主やフリーランスの方
- 年金受給者で年金収入が400万円を超えるか、その他の所得が20万円を超える方
- 不動産収入や株式譲渡益がある方 等

基本的な手順

1 必要書類の準備

- 源泉徴収票(給与所得者・年金受給者)
- 経費関連の領収書(個人事業主等)
- 控除証明書(医療費、生命保険料、寄付金等)
- 支払調書(不動産所得や配当金等がある場合)

2 申告書の作成

- 申告書用紙への記入またはe-Taxソフトへの入力により作成
- 源泉徴収票、控除証明書、収入や経費の集計表の内容を申告書に転記し、納付税額を算出

3 提出

- 申告書を税務署に郵送・持参またはe-Taxにより電子送信
- ※令和7年1月からは申告書控えへの收受印の押なつが廃止されたので、e-Taxによる提出がおすすめ
- ※郵送する場合は、原則として自身の住民票上の住所地を所轄する税務署へ郵送

4 申告期限

- 令和7年2月17日(月)から3月17日(月)

5 納税または還付

- 納付額がある場合は、期限までに納付書やクレジットカード等で納付
- 事前に手続きをすれば口座振替も可能
- 還付申告の場合は、提出後約1~2カ月で指定口座に還付金が振り込まれる

POINT

1

個人事業主も定額減税の対象です!

定額減税とは、令和6年度税制改正により創設された令和6年限りの所得税・住民税の減税制度です。一定の要件を満たす納税者本人、配偶者や扶養親族1人につき、所得税から3万円、住民税から1万円がそれぞれ控除されます。

所得税について、給与所得者や年金受給者はすでに源泉徴収税額から控除されている方が多いですが、個人事業主は確定申告で自ら申告しないと控除を受けることができませんので、記載漏れがないようにしましょう。

※住民税については納税者本人が計算する必要はありません。

対象者の要件

納税者本人が合計所得金額1,805万円以下

金額加算の要件

配偶者・扶養親族が納税者と生計を一にしており、合計所得金額が48万円以下(事業専従者を除く)

現時点では令和6年度限りとされています。
対象となる方は忘れずに!

POINT

2 ふるさと納税の返礼品には課税される場合があります！

ふるさと納税は寄付額のうち2,000円を超える部分について、確定申告を行えば控除を受けることができる制度です。

ふるさと納税の返礼品は一時所得となり、一時所得の合計金額が特別控除額(50万円)を超える場合、超えた額については課税の対象となります。ふるさと納税の返礼割合は30%以下と定められているため、166万円を超える寄附をすると一時所得が課税される可能性があります。ほかに一時所得がある方はより注意が必要です。



ふるさと納税による控除額には上限があり、超えてしまうと、原則自己負担となります。

POINT

住宅ローン控除を活用しましょう！

3

住宅ローンを利用してマイホームを購入した場合、「住宅ローンの年末残高の0.7%」を所得税から最大13年間直接控除できます。

2024年以降の新築住宅は、原則として省エネ基準に適合した物件のみが対象となります。また、令和6年度税制改正で子育て世帯・若者夫婦世帯の住宅ローン控除は限度額が増額されているので、適用漏れがないよう注意しましょう。

基本的な書類

- 住宅ローンの年末残高証明書
- 登記事項証明書
- 工事請負契約書または売買契約書

<2024年以降の新築の場合(以下のいずれか)>

- 建設住宅性能評価書(登録住宅性能評価機関で発行)
- 住宅省エネルギー性能証明書(登録住宅性能評価機関等または建築士により発行)



必要となる書類は早めに準備しましょう！



4 相続税の一部を譲渡資産の取得費に加算できます！

POINT

相続により取得した不動産や有価証券等を売却することにより確定申告が必要になるケースがあります。その際に注意が必要なのは、相続の申告期限から3年以内に譲渡をしており、かつ相続税を納税している場合は、その相続税の一部を譲渡資産の取得費に加算でき、譲渡所得税の負担額を軽減できる点です。

※相続した空き家を譲渡した場合の3,000万円特別控除とは併用できません。

譲渡所得の金額 = 収入金額 - (取得費 + 譲渡費用)

実際の取得費 or 収入金額の5% + 相続税の一部

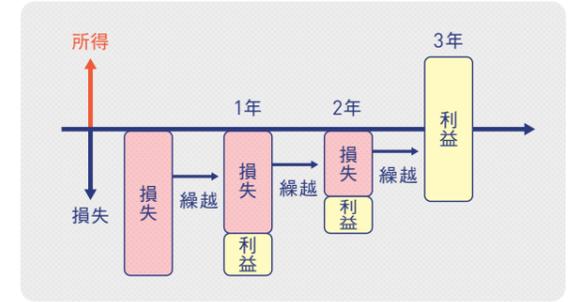


この制度の適用漏れがないように、相続税申告をお願いしている税理士に確認をしましょう。

5 株式の譲渡損失は3年間繰り越すことができます！

POINT

源泉徴収ありの特定口座で取引した株式や投資信託について所得が生じた場合は確定申告は不要ですが、もし譲渡損失が生じた場合には、確定申告を行うことで、その譲渡損失を他の株式や投資信託で発生した利益、配当金と相殺することが可能です。また、相殺しきれない譲渡損失は翌年以後3年間繰り越すこともできます。



他の控除の要件を満たさなくなる場合や社会保険料が増加する場合もあるため、注意が必要です。

POINT

暗号資産(仮想通貨)も申告が必要です！

6



暗号資産(仮想通貨)とは、デジタル通貨の一種で、近年世界的に流通・浸透し始めている新たな決済手段です。法定通貨として採用されている国もあるため、今後さらに広まっていくことが予想されています。暗号資産は「取引」により一定額以上の利益が出た場合は、雑所得として確定申告が必要です。



通貨売却とは別に商品購入や暗号資産同士での交換も含まれますので、申告漏れがないように注意しましょう。

確定申告のことなら 辻・本郷 税理士法人へ！

「確定申告」に関するお問い合わせは 最寄りの事務所・担当者までご相談ください！



年間10,000件を超える豊富な実績！

お気軽にご相談ください！



社長の履歴書

59

President's Resume



徹底した社員ファースト

辻・本郷 税理士法人が

お取り扱いさせていただいている企業のトップにフォーカスし、ビジネスパーソンとしての半生をご紹介します。

今回ご紹介するのは、株式会社高創テクノロジー代表取締役の鈴木剛さんです。

経営者としての歩みの一端をご覧ください。

株式会社高創テクノロジー
代表取締役

鈴木剛氏

多角的な事業展開を推進

茨城県水戸市を拠点とする株式会社高創テクノロジー。代表取締役を務める鈴木剛さんは、2009年にわずか23歳で個人事業として起業し、2015年に法人化しました。プラントに設置される計測器や制御機器類の点検整備からスタートし、機械設置を含む建設事業、さらに一般住宅のリフォームや店舗改装といった建築事業まで、幅広く手掛けています。同社の特徴ともいえる、この多角的な事業展開を支えているのは、鈴木さんの「社員ファースト」の考え方です。

社員のやりたいことを全力でサポート

鈴木さんは社員の自主性を最大限に尊重し、その思いを全力で後押ししています。「社員の『やりたいこと』をサポートしていくうちに、事業領域がどんどん広がっていきました。社員がいてこそその会社です。私は『従業員』という言葉は使いません。社員はいわばファミリーであり、『従』という上下の関係ではないのです。会社に足りないところは社員に補ってもらい、その分私は可能な限り社員を支援します」と、鈴木



各分野の専門家が技術習得のためのコンテンツを開発

さんは語ります。

鈴木さんの社員に対する熱い思いは、同社の社員育成において顕著に表れています。鈴木さんは「社員には『私が社員を育てることに決まっています。そのことはあきらめないで、そのことはあきらめてくれ』と言っています(笑)」と話します。

社員育成プログラムを構築中

現在、同社では社員育成のためのプログラムを構築中です。そのプログラムは、現場で活用する技術やビジネスパーソンとして必要なスキルを項目ごとに細分化し、各分野の専門家が技術習得のためのコンテンツを開発し、体系化したものです。

これらの育成プログラムを通じて、工事品質の向上を図るだ

けでなく、顧客に付加価値の高いサービスを提供することを目指しています。鈴木さんの強い信念のもとで進められている社員育成の取り組みは、同社の成長を支える大きな原動力となっています。

鈴木さんは「経営にはゴールはないと考えていますが、社員から『ここで働けてよかった』と言われることが、もしかしたらゴールの一つかもしれませんね」と思いを語ります。社員一人ひとりの幸せや満足を追求する姿勢こそが、鈴木さんが目指す理想の経営スタイルといえるでしょう。人と人との強いつながりが、高創テクノロジーをさらなる高みへと導いていきます。

BIOGRAPHY

- ・1985年 茨城県水戸市生まれ
- ・2001年 水戸市立見川中学校卒業
- ・2009年 個人事業「T・K・T」創業
- ・2015年 株式会社高創テクノロジー設立
- ・2018年 リフォーム事業開始
- ・2025年 新社屋完成

株式会社高創テクノロジー

機械メンテナンスやインフラ設備工事等の建設業務から住宅や店舗のリフォーム等の建築業務まで幅広く対応。地域社会に愛される会社づくりをモットーに、何十年、何百年と続く会社づくりに挑戦している。

- 🌐 <https://koso2015.com>
- 📍 茨城県水戸市小吹町3069-1
- ☎ 029-306-7209



経営者のミカタ

ワンポイントで
経営者をサポート
Corporate resource column

This month's theme

経営セーフティ共済 (中小企業倒産防止共済)の概要と改定



福井事務所
文村 卓矢

中小企業の取引先倒産リスクに備える「経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済)」の仕組みと2024年10月の改定内容を紹介します。

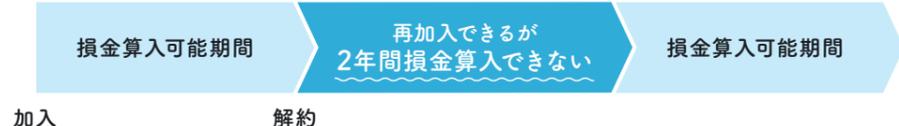
経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済)とは

中小企業が取引先の倒産リスクに直面した際の備えとして活用できる「経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済)」の掛金は月額5,000円から20万円まで設定可能で、損金または必要経費に全額算入できます。取引先倒産時には、掛金総額の最大10倍(上限8,000万円)を無担保で借り入れることができ、リスク管理と節税の両面で活用が期待されます。

また、解約時に40カ月以上掛金を積み立てていれば掛金総額の100%が解約手当金として受け取れます。一方、40カ月未満の場合は積立期間に応じた金額となります。

2024年10月改定されたポイント

2024年10月以降の解約について、解約後2年間は再加入した掛金が損金や必要経費に算入できなくなりました。これは短期間の解約と再加入を繰り返す、税務上の利点を活用した利用を抑制するためです。この改定により、長期的な視点で掛金の運用計画を立てることが求められるようになり、解約タイミングや再加入の計画が重要になります。



経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済)を最大限活用するために

解約手当金が課税対象となるため、解約時期を慎重に選ぶことで課税負担を軽減できます。年度末の利益状況やキャッシュフローを考慮し、解約のタイミングを調整することで税務上の利点を最大化できます。また、解約手当金が益金として計上される際の影響を事前に把握し、税務計画に反映させることが重要です。

再加入を検討している場合や本制度の活用に関しては、担当者にご相談ください。



地方公共団体

公益法人

社会福祉法人

医療機関

もっと身近に パブリック

医療・社会福祉・公益法人・
地方公共団体の“今”



公会計部
荒井 太郎

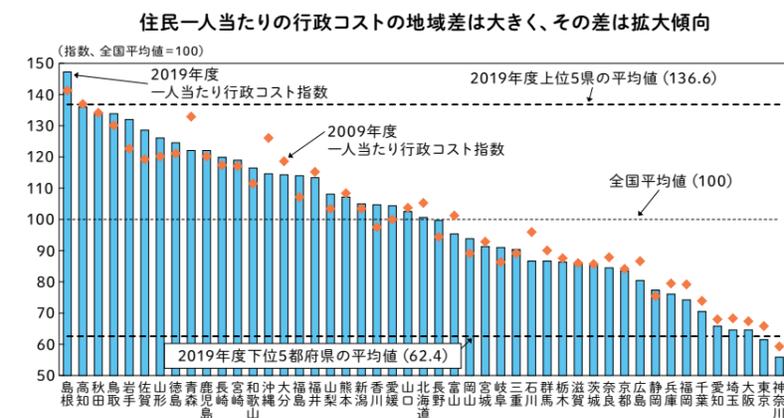
公会計のデータ活用につきまして

地方自治体が財務情報の開示や財政の効率化・適正化のために行う会計のことを公会計と呼びます。この公会計のデータには財務書類のほか、財務書類の数値を用いた指標も開示されており、分析等に活用することができます。

公会計のデータ活用

以下のグラフは、住民一人当たりの行政コストの都道府県別比較です。人口規模の小さい地域ほど住民一人当たりの行政コスト負担が重く、10年前の指数と比較すると上位県と下位県の差は拡大傾向にあります。この指標は、行政サービスの効率化を確認する指標の一つとしても用いられています。また、グラフを見る際には、「人口」以外にも「地域の特色」等とともに確認することで、住民一人当たりの行政コストがどの都道府県で高くなるか考えることができると思います。

住民一人当たり行政コストの都道府県比較



(備考) 1. 総務省「地方財政統計年報」、「人口推計」、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」により作成。
2. 行政コスト指数は、以下の式により算出後、全都道府県の平均値が100となるように指数化。
一人当たり行政コスト=(都道府県及び市町村の件数/都道府県人口)/都道府県別民間賃金
3. 都道府県別民間賃金は「賃金構造基本統計調査」の所定内給与額(一般労働者、男女計)。
4. 図中の「上位5県の平均値」及び「下位5都道府県の平均値」は、行政コスト指数についての値。

データ活用の視座

公会計のデータを活用する際は、さまざまな視座から考えることができます。例えば、一住民の目線でお住まいの地域の現状について考えることもできますし、公開されているデータを基にしてビジネスへの応用や社会課題の解決につなげることができるかもしれません。

公会計のデータに興味を持っていただくことで、皆さまの暮らしの一助になれば幸いです。

出所:・内閣府HP「令和4年度年次経済財政報告(第3章第3節)」
<https://www5.cao.go.jp/j-j/wp/wp-je22/pdf/p030003.pdf>
・総務省HP「地方公会計の財務書類(解説)―整備スケジュールと財務書類の見方―」
https://www.soumu.go.jp/main_content/000543142.pdf

労務のみらい

— 人は企業のプラットフォーム —

[社会保険労務士 須賀 琴美]

高額な診療が見込まれる場合は、
マイナ保険証が便利です！

マイナンバー制度の普及により、高額な診療が見込まれる際の医療機関窓口での支払い額を少なくする方法が簡略化されていますのでご紹介します。

1. 高額療養費制度について

医療機関等の窓口での支払いが高額となる場合、支払い後に申請することで1カ月(1日から月末まで)に支払う医療費の自己負担額の上限(自己負担限度額)を超えた額が払い戻される制度を「高額療養費制度」といいます。

計算の一例

1カ月の総医療費(10割):100万円 /
所得区分:区分ウ(標準報酬月額28万~50万円) /
窓口負担割合:3割

- 300,000円(3割負担)を医療機関窓口で支払う
- 後日、高額療養費を申請する
- 212,570円が払い戻され、87,430円の自己負担となる

しかし、後から払い戻されるとはいえ、一時的な支払いは大きな負担になります。

2. 医療機関窓口での支払いを最初から自己負担限度額までとする方法

① マイナ保険証を利用する

医療機関等*1の窓口でマイナ保険証*2を提出し、「限度額情報の表示」に同意します。

② 限度額適用認定証を利用する

オンライン資格確認を導入していない医療機関等で受診する場合や、保険者にマイナンバーの登録が行われていない場合は、事前に「限度額認定証」を保険者に申請し、保険証等と併せて医療機関等の窓口へ提出します。

従来は、②の方法しかなかったため、急な入院等には対応することができませんでした。現在は、マイナンバーを利用して面倒な申請手続きなく、窓口での支払いを少なくすることができます。*3

参考:全国健康保険協会「高額な診療が見込まれるとき(マイナ保険証または限度額適用認定証)」
<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g3/sb3020/r151/>

*1 オンライン資格確認を導入している医療機関等である必要があります。
*2 オンライン資格確認システムで限度額情報の利用を申し出た場合は、健康保険証による利用も可能です。

*3 低所得者(住民税非課税等)の方は、引き続き事前の申請が必要となる場合があります。詳細につきましては、各保険者のホームページをご確認ください。



あれこれ
相続の
気になる
ちよつと
木村信夫の



辻・本郷 税理士法人
副理事長

軽度認知障害と相続税調査

1 高齢者の相続税調査

相続税の調査で被相続人の高齢の配偶者が、いつ、どの金融機関で、いくら入金・出金したか等の質問を受けることがあります。

そのときに過去のことがよくわからないので正確に答えられないことがしばしばあります。質問の趣旨もよくわからないので、調査官から「では〇月〇日に△△銀行で〇〇万円引き出したのですか?」と言われてその配偶者は「はい、そうです」と回答し、後に虚偽答弁ということで重加算税がかけられるケースがあります。

高齢者の記憶は本当に正しいのでしょうか?

2 認知症の進行具合

京都府立医科大学の成本迅教授によると、軽度認知障害(MCI)とは物忘れ等の症状はあるものの日常生活には支障がなく、認知症との診断はされていない人たちを言います。



(監修 京都府立医科大学 成本迅 教授)

表面的には普通に見えるのですが、判断能力や記憶力等の認知機能が衰え始めていることがその特徴と言えます。詐欺事件もおきています。左の表にあるように軽度の認知症になる前の高齢の軽度認知障害の人は増えており、2025年には564万人になると言われています。

3 高齢者の記憶

最近の調査では必ず質問回答記録書がとられます。その記録書に基づいて重加算税がかけられて、賦課決定処分を争うケースがあります。

審査請求に及ぶケースでは、審判官が高齢者に直接質問等をして最終的には「認識しているとまでは言えない」「誤解や失念の可能性もある」「思い込んでいた可能性もある」等と判断され、重加算税が取り消される事例が最近多くみられます。このような判断の前提には高齢者の軽度認知障害が疑われているのではないかと思います。

高齢者のこのような実態を踏まえて調査が行われると、お互いの信頼関係が増すのではないのでしょうか。



社・本郷 税理士法人

オフィシャルレポート

Vol. 59 延岡事務所

全国で活躍している社・本郷 税理士法人の事務所をご紹介します。
第59回目となる今回は、延岡事務所からのレポートです。



延岡事務所は2015年8月に三橋正史税理士事務所と経営統合し開設いたしました。延岡駅から徒歩15分、移動手段は主に自動車となります。近隣には延岡城跡や内藤記念館等、延岡の歴史を学ぶことのできる施設が存在し、物静かな環境下、日々精進しています。スタッフは10名で、お客さまやスタッフ間のコミュニケーション能力を高めるため、朝礼は全社員の輪番制で1分間スピーチを実施しており、家族旅行での体験談やおすすめの

グルメ情報等、幅広い内容となっています。当事務所は法人・個人顧問業務を中心に相続税申告業務も力を入れています。また、お客さまとスタッフの信頼関係も良好で毎年多くのお客さまをご紹介します。時には自家製の米や野菜を頂戴する等おかげさまで順調に成長しています。今後も社・本郷 税理士法人グループの豊富な情報・サービスをご提供し続けることで、お客さまの発展、成長に貢献させていただきたいと思っております。



延岡事務所 所長

菊池 哲

2015年に入社、所長として6年目を迎えます。趣味は毎朝1時間のウォーキング、これからはゴルフにもチャレンジしたいと考えております。

あなたの考える延岡の魅力とは？

延岡市には、歴史や文化、超一級品の海・山・川や、その豊かな自然環境の中で営まれる第一次産業、優れた工業技術や製品、人材等、すばらしい資源がたくさんあります。また、東九州自動車道の開通や九州中央自動車道の段階的整備により、東九州のクロスポイントとしての拠点性が高まっています。

延岡事務所

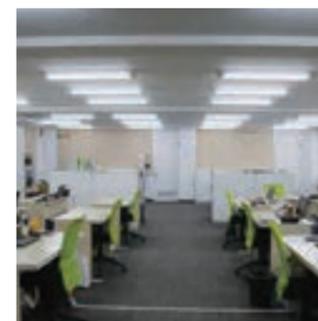
〒882-0823
宮崎県延岡市中町1-2-8 和光中町ビル
TEL.0982-22-3570 FAX.0982-31-2789



STAFF RECOMMEND



3階建ての1階部分が駐車場となっておりますのでお気軽にお越しください。(菊池)



執務室は約50坪。広々とした空間で業務に集中することができます。(菊池)



宮崎ひでじビール。上質な天然水とフレッシュな自家培養酵母を使用したクラフトビール。(西本)



愛宕山の夜景。市内中心部にある山で市街地を一望でき日本夜景遺産に認定されています。(岩切)



鮎やな。市街地の近くに架設される水郷延岡鮎やなは非常に珍しく、壮大なスケールを誇ります。(瀬戸)



下阿蘇ビーチ。九州No.1の水質を誇りオートキャンプ場等を備えた滞在型レジャー施設です。(小泉)

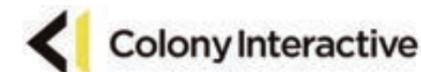
EC 構築やブランディング領域に特化した コロニーインタラクティブが辻・本郷グループに参画

コロニーインタラクティブ株式会社について

EC サイト構築



Shopify の最上位パートナー Shopify plus partner を獲得した開発力を活かし ecforce、自社パッケージのカゴラボ、その他の EC カートシステムまで対応した EC サイトの構築・システム保守、サイト運用までワンストップで支援を行っています。



WEB マーケティング支援



サイトの UI/UX 改善支援からデジタル広告の運用代行、データ分析基盤構築、EC 周辺ツールの見直し等、ニーズに応じて支援を行っています。

システム開発



決済代行会社を主要なクライアントに持ち、Shopify や EC-CUBE などの決済ゲートウェイ開発やプラグイン開発を中心に行っています。

近年、重要度を増すデジタル領域において、2005 年の創業以来、15 年以上 UI/UX デザインを事業の主軸とし、クライアント企業の期待に応えてまいりました。2018 年、EC サービスの事業買収を期に、デザインはもとより、開発からカスタマーサポート、マーケティング支援までワンストップで提供可能な体制を整え、より幅広いクライアントサービスを実現しました。今後も創業時より続く「顧客ファースト」の姿勢で事業領域を拡大し、皆様のお役に立てるよう社員一同、精進してまいります。



代表取締役
田上 知之

お問い合わせ



〒151-0053 東京都渋谷区代々木 1-36-4 全理連ビル 5F
Tel:03-5323-3797 Mail:itc-info@ht-itc.jp



辻・本郷セミナー

◎お問い合わせ:メール consuldiv@ht-tax.or.jp
※セミナータイトルにつきましては変更の可能性があります。

[セミナー一覧・お申し込み](#)



中小企業を対象とする法務デューデリジェンス

【視聴可能期間】2025年2月4日(火) 11:30~2月10日(月) 17:00 (講演時間 約30分)
◎講師:TH弁護士法人 弁護士 大久保 映貴

WEB

参加費無料

【安積塾】令和7年度税制改正大綱はこう読み解く!

【視聴可能期間】2025年2月6日(木) 11:30~2月12日(水) 17:00 (講演時間 約80分)
◎講師:辻・本郷 税理士法人 審理室 室長 税理士 安積 健

WEB

参加費: ¥5,000

【相続これで安心】知ってほしい! 遺言のこと

【視聴可能期間】2025年2月12日(水) 11:30~2月18日(火) 17:00 (講演時間 約30分)
◎講師:辻・本郷 税理士法人 センター南事務所相続センター チーフコンサルタント 税理士 横瀬 稔

WEB

参加費無料

どう変わる!? 令和7年4月からの公益法人制度

【視聴可能期間】2025年2月14日(金) 11:30~2月20日(木) 17:00 (講演時間 約90分)
◎講師:辻・本郷 税理士法人 公益法人部 チーフコンサルタント 長嶋 宏明
辻・本郷 税理士法人 公益法人部 シニアコンサルタント 菊地 義信
辻・本郷 税理士法人 公益法人部 チーフコンサルタント 杉本 慶太

WEB

参加費無料

2024年義務化! WEBサイト運営で知るべきアクセシビリティと事例

【視聴可能期間】2025年2月18日(火) 11:30~2月25日(火) 17:00 (講演時間 約30分)
◎講師:コロニーインタラクティブ株式会社(辻・本郷 ITコンサルティンググループ会社) フロントエンドエンジニア 後藤 卓也

WEB

参加費無料

【専門講座】好評につき再配信『徹底解説 課税上のグレーゾーン』出版記念セミナー

【視聴可能期間】2025年2月20日(木) 11:30~2月26日(水) 17:00 (講演時間 約120分)
◎講師:辻・本郷 税理士法人 関西審理室 室長 税理士 山本 秀樹

WEB

参加費: ¥8,000

30分で押さえる「移転価格税制」(第3回) マスターファイル&ローカルファイル

【視聴可能期間】2025年2月25日(火) 11:30~3月3日(月) 17:00 (講演時間 約30分)
◎講師:辻・本郷 税理士法人 シニアパートナー 税理士 酒井 啓二

WEB

参加費無料

基礎からわかる! 日本型オペレーティング・リース

【視聴可能期間】2025年2月27日(木) 11:30~3月5日(水) 17:00 (講演時間 約30分)
◎講師:株式会社FPG 執行役員 中村 敬一 先生

WEB

参加費無料

相続セミナー

会場

参加費無料

※ご来場いただく会場セミナーとなります。
◎各会場時間共通:座談会 14:00~/相談会 15:00~

お申し込み・お問い合わせは各事務所まで

【座談会】みなし贈与と精算課税贈与

【札幌】2月26日(水)

◎会場:かでの2・7
◎詳細:札幌事務所 011-272-1031

【新潟】2月26日(水)

◎会場:Work With米山
◎詳細:新潟事務所 025-255-5022

事務所一覧 | 国内90拠点・海外7拠点 (2025年2月現在)

事務所の詳細は当社ホームページよりご確認ください。
<https://www.ht-tax.or.jp/corporate/>



海外拠点

- カンボジア プノンペン
- ミャンマー ヤンゴン
- タイ バンコク
- シンガポール シンガポール
- アメリカ ニューヨーク
- ロサンゼルス
- ハワイ

九州・沖縄地方

- 福岡県 北九州事務所
- 福岡事務所
- 久留米事務所
- 大分県 大分事務所
- 熊本県 熊本事務所
- 宮崎県 宮崎事務所
- 延岡事務所
- 日向事務所
- 鹿児島県 鹿児島事務所
- 沖縄県 沖縄事務所

中国・四国地方

- 岡山県 岡山事務所
- 広島県 広島事務所
- 山口県 長門事務所
- 高知県 高知事務所

関西地方

- 京都府 京都事務所
- 大阪府 関西事務所
- 兵庫県 神戸事務所

北海道・東北地方

- 北海道 札幌事務所
- 青森県 青森事務所
- 八戸事務所
- 秋田県 秋田事務所
- 岩手県 盛岡事務所
- 遠野事務所
- 一関事務所
- 宮城県 仙台事務所
- 福島県 福島事務所
- 郡山事務所
- いわき事務所

中部地方

- 新潟県 新潟事務所
- 長岡事務所
- 上越事務所
- 富山県 富山事務所
- 福井県 福井事務所
- 山梨県 甲府事務所
- 大月事務所
- 長野県 長野事務所
- 長野中央事務所
- 松本事務所
- 岐阜県 岐阜事務所
- 静岡県 静岡事務所
- 伊東事務所
- 愛知県 豊橋事務所
- 名古屋事務所
- 三重県 四日市事務所

関東地方

- 栃木県 宇都宮事務所
- 宇都宮中央事務所
- 宇都宮西事務所
- 茨城県 水戸事務所
- 潮来事務所
- 群馬県 高崎事務所
- 富岡事務所
- 埼玉県 熊谷事務所
- 大宮事務所
- 越谷事務所
- 川口事務所
- 所沢事務所
- 千葉県 柏事務所
- 千葉事務所
- 船橋事務所

- 東京都 亀戸事務所
- 北千住事務所
- 秋葉原事務所
- 東京ミッドタウン八重洲事務所
- 銀座事務所
- 蒲田事務所
- 蒲田駅東事務所
- 池袋事務所
- 新宿ミライナタワー事務所
- 西新宿事務所
- 新宿センタービル事務所
- 新宿御苑事務所
- 新宿HR事務所
- 代々木事務所
- 渋谷事務所
- 練馬事務所

- 吉祥寺事務所
- 立川事務所
- 府中事務所
- 瑞穂事務所
- 町田事務所
- 神奈川県 横浜事務所
- 横浜スカイビル事務所
- 横浜関内事務所
- センター南事務所
- 青葉台事務所
- 横浜井土ヶ谷事務所
- 大和事務所
- 厚木事務所
- 湘南事務所
- 小田原事務所

SCOPEの宛先変更・配送停止をご希望の方

お手数ですがフォームよりお手続きをお願いいたします。

<https://www.ht-tax.or.jp/rd/sc3/>

